

# 宮城県公報

行 政 手 続 における 特定の 個人を 識別する ための 番号の 利用等  
宮 城 県  
(総務部 県政情報・文書課)  
宮城県 仙台市 青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

ページ

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
○職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	九
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	(行政管理室)	一五
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	一六
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(教職員課)	二〇
○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
○県立学校条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	二二
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二二
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二二

## 条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (デジタルみやぎ推進課) 二二
- 富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例 (経済商工観光総務課) 二二
- 家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例 (畜産課) 二二
- 建築基準条例の一部を改正する条例 (建築宅地課) 二二

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 宮城県条例第四十六号

#### 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員であつて法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)であつて改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第四条第八項に規定する法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員とみなす。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年宮城県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条）

第五章 雑則（第十三条）

附 則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第二項から第三項まで及び第二十八条の三を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條の四第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書中「歯科医師」の下に「の定年」を加え、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「より」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、

同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三号中「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第三章 管理監督職務上限年齢制

（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第三条ただし書各号に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）第九条第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- 二 警視又は警部の階級にある警察官（前号に該当する職を除く。）
- 三 前各号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の

段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）（他の職への降任等もする場合に、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認

めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）  
 第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）  
 第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（雑則）

第十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
 附則に次の四項を加える。

7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条本文の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、第三条ただし書各号に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師に対する同条ただし書の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条ただし書各号に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務

することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前四号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前二項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達しているもの（新条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）  
 第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第六条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十二條に規定する年齢六十一年以上退職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)の

うち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十二條の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二條の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十歳とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第十条 職員の再任用に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百五号)は、廃止する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第十条第三号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員  
第十条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員  
第十九条第二号中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第二十条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第十九条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二及び第五条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条の三第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、第二十二條第一項、第二十四條第三項及び第二十五條第四項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条の三第二項の改正規定(「と、第二十二條第一項、第二十四條第三項及び第二十五條第四項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における改正後の第二条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	九年

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第二条第



二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一项中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」の）」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額とする」を「第二項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改める。

第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

第五条の二 削除

第五条の三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第十四条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第八項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の三第一項及び第二十一条の六第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の九第二項中「第九条の二」を「第五条第三項から第十項まで、第九条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十二項を加える。

32 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第三十五項及び第三十八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

33 前項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

34 附則第三十二項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第三号）第三条ただし書各号に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二

第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第八條に規定する職を占める職員

35 地方公務員法第二十八条の二第二項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第四十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び附則第三十八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切

り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 育児短時間勤務職員等に対する附則第三十二項の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

38 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

39 附則第三十六項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三十六項中「前項」とあるのは「附則第三十八項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

40 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第三十五項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第三十六項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 附則第三十五項、附則第三十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前六項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 附則第三十五項、附則第三十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条第五項（第二十条第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の三第三項、第二十一条の六第三項及び第二十一条の七第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第三十五項、附則第三十八項、附則第四十項又は附則第四十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

43 附則第三十二項から前項までに定めるもののほか、附則第三十二項の規定による給料月額、附則第三十五項の規定による給料その他附則第三十二項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
別表第一の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
257,000	276,500	291,800	317,300	359,300	392,700	444,100	525,100

基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
円	円	円	円	円	円	円
259,100	290,600	307,300	321,500	345,200	380,600	412,400

別表第二の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円
	189,000	216,700

基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
円	円	円	円
276,200	305,100	333,400	418,100

別表第三の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円
	243,200	255,000

基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額
	円		円		円		円
273,000		300,200		326,700		408,100	

別表第三の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給 料 月 額	準 額
		円
	235,700	

基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額
	円		円		円		円
260,500		285,500		328,200		387,100	

別表第四の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給 料 月 額	準 額
		円
	226,800	

基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額
円	円	円
341,000	395,800	469,300

別表第五イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に  
改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給 料 月 準 額
	円
	219,000

基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円	円	円	円	円
245,200	258,700	284,100	317,300	359,300

別表第五ロの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に  
改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給 料 月 準 額
	円
	298,300

基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円	円	円	円
264,500	274,700	291,100	328,500

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円
	190,000	216,800

別表第五ハの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に  
改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円
	236,800	257,200

別表第五の二備考4中「(昭和二十九年法律第六十二号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する経過措置

(職員の勤務延長に関する経過措置)  
2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第三十二項から第四十三項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三五条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(再任用職員に関する経過措置)

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等

に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）第二条第三項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十四条第二項及び第七項、第二十一条の三第一項並びに第二十一条の六第一項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十九条第三項、第二十条第二項、第二十一条の二第二項及び第二十一条の九第二項の規定を適用する。

8 新給与条例第二十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年宮城県条例第四十九号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 前七項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第八条第一項、第十四条第一項第一号及び第二十条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
 （経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）であつて改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「附則第二十五項」を「附則第十項」に改める。  
 第四条第一項中「期間、」の下に「その処分の日を受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減する額が現に受ける給料の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた減給の処分については、この条例による改正後の第四条第一項後段の規定は、適用しない。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「同じ」を「勤務日数」という」に改め、「十八日」の下に「(一月間の日数(宮城県の休日を含め)を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第五条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び二十五年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)」を削り、「退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるもの」を、「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者(これらの者のうち、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十

年を減じた年齢以上であるものに限る。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第五条第一項に規定する者のうち、年齢六十年(病院及び診療所並びに保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師(以下「医師等」という。))にあつては、年齢六十五年に達する日の属する年度の前年度の末日までに、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの(退職の日の属する年度の末日において年齢五十年(医師等)にあつては、年齢五十五年)以上であるものに限る。))について準用する。この場合において、前項の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「年齢六十年(医師等)にあつては、年齢六十五年」と読み替へるものとする。

第五条の三の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条第一項において読み替へて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。))とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。))と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。))と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替へるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第二項」の下に「(第五条の三の二において読み替へて準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を、「同項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替へて準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替へて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。」を加える。

第六条の三の表以外の部分中「第五条の三」を「第五条の三第一項」に改め、同条の表第六条の項



中「第五条の三」を「第五条の三第一項」に、「適用する第五条」を「適用する第五条第一項」に改め、同表第六条の二の項中「第五条の二第二項の」を「第五条の二第一項（）」に、「第五条の三」を「第五条の三第一項」に、「適用する同項第二号ロ」を「適用する第五条の二第一項第二号ロ」に、「同条」を「第五条の三第一項」に、「適用する同項の」を「適用する第五条の二第一項の」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額をいう。」次号において同じ。」を加え、同項読み替える字句の欄中「及び」を「第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額をいう。）以下この号及び次号において同じ。」及び」に改め、同表第六条の二第二号の項中「第五条の三」を「第五条の三第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第五条の三第二項に規定する者に対して前二条の規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表中「第五条の三第一項」とあるのは「第五条の三第二項」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「年齢六十年（医師等にあつては、年齢六十五年）」と読み替えるものとする。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」、「額（以下）」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第七条第五項中「を含むもの」を「（職員が引き続き職員以外の地方公務員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員の属する地方公共団体の退職手当に関する規定により、当該職員以外の地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められている地方公共団体から引き続き職員となつたときにおけるその者の当該地方公共団体の地方公務員としての在職期間に限る。）を含むもの」に改める。

第七条の三第一項中「を」を「（第二条第二項に規定する者が引き続き職員以外の地方公務員となつた場合において、その者の職員とみなされた勤続期間が職員以外の地方公務員の属する地方公共団体の退職手当に関する規定により、当該職員以外の地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められている地方公共団体から引き続き職員となつたときにおけるその者の当該地方公共団体の地方公務員としての在職期間に限る。）を」に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「

とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十六条第一項中「にあつては」を「には」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条を」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則第二項から第十六項までを削る。

附則第十七項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第十八項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（昭和五十九年法律第七十一号）を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（昭和五十九年法律第八十七号）を、「国家公務員等退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十二号）を加え、同項を附則第三項とする。

附則第十九項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とす

る。

附則第二十項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第二十一項中「条例第二十三号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年宮城県条例第二十三号。以下「条例第二十三号」という。）に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十八項から第二十七項まで」に、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十二項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」、附則第二十項から第二十二項まで及び第二十四項から第二十六項まで」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第二十三項中「第五条」の下に「又は附則第十九項」を加え、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十四項中「附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」を「附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」に、「附則第二十五条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第二十五項を附則第十項とし、附則第二十六項を削り、附則第二十七項を附則第十一項とし、附則第二十八項を附則第十二項とし、附則第二十九項を附則第十三項とし、附則第三十項を削り、附則第三十一項を附則第十四項とし、附則第三十二項を削り、附則第三十三項を附則第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在职期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第三十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則に次の十項を加える。

18 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、年齢六十年（医師等にあつては、年齢六十五年。次項において同じ。）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の

適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十八項」とする。

19 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、年齢六十年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十九項」とする。

20 職員の給与に関する条例附則第三十二項の規定による職員の給料月額額の改定（次項において「給料月額七割改定」という。）は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

21 給料月額七割改定が行われた後に退職した者（特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）について、その者の基礎在职期間中に、給料月額七割改定以外の理由によつて特定減額前給料月額（給料月額七割改定が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額（以下「七割減額前給料月額」という。）より額の多いものに限る。）が生じた場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条まで及び第五条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 その者が給料月額七割改定が行われた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割減額前給料月額を基礎として、七割減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の七割減額前給料月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- ロ 前号イに掲げる額の七割減額前給料月額に対する割合

22 前項の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、前項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と、「給料月額（以下）」とあるのは「俸給月額（以下）」と、「七割減額前給料月額」とあるのは「七割減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

23 附則第二十一項（前項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第五条の第三項に規定する者について、第五条から第五条の三までの規定により計算した退職手当の基本額が附則第二十一項の規定により計算した退職手当の基本額より多いときは、その多い額をその者の退職手当の基本額とする。

24 給料月額の変更に伴う場合における特定減額前給料月額については、当該変更による給料月額が増減がなかったものとして計算するものとする。

25 特定任命により職員となつた後に退職した者に対する前項の規定の適用については、前項中「給料月額の変更に伴う場合」とあるのは「俸給月額の変更に伴う場合」と、当該条例とあるのは「当該法律」と、「給料月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と、「給料月額の増減」とあるのは「俸給月額の増減」と読み替えるものとする。

26 附則第二十一項（附則第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる割合（附則第二十一項第二号口及び第三号口（附則第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる割合を合計した割合をいう。）の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、附則第二十一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額（附則第二十二項において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同項の規定により読み替えられた附則第二十一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）次号において同じ。）に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前給料月額に附則第二十一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額、七割減額前給料月額に同項第三号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から同項第二号口及び第三号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

27 当分の間、第五条の第三項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「年齢六十年（医師等にあつては、年齢六十五年）」と、「二十年を」とあるのは「十五年を」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項、第五条第二項、第七条第五項、第七条の第三項、第十条第二項、第四項及び第十一項第五号、第十三条第一項第一号及び第五項第二号並びに第十四条の見出し及び同条第一項第一号の改正規定、第十五条第一項の改正規定（同項第二号及び第三号の改正規定を除く。）、第十六条第一項の改正規定、第十七条第一項の改

正規定（「にあつては」を「には」に改める部分に限る。）、同条第二項から第四項までの改正規定並びに同条第五項の改正規定（「にあつては」を「には」に改める部分に限る。）、附則第一項の改正規定、附則第二十項の改正規定（同項を附則第五項とする部分を除く。）、附則第二十四項の改正規定（同項を附則第九項とする部分を除く。）、及び附則第三十四項の改正規定（同項を附則第十七項とする部分を除く。）並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び第四項において「新条例」という。）、第二条第一項の規定の適用については、同項中（「以下「職員」という。）」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。

3 新条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、公布の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

（職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条から第五条まで」を「同条例第二条の四及び第六条の五」に、「これら」を「同条例第二条の四から第六条の五まで及び附則第六項」に改める。

附則第七項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例の一部改正」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年宮城県条例第二十三号）の一

部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第三条から第五条まで」を「職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十八項若しくは第十九項」に、「新条例第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第十八項から第二十七項まで」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第五条の二」の下に「同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。」及び附則第二十項を加える。

附則第七項中「新条例第五条」を「職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十九項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項各号列記以外の部分中「対する新条例」を「対する職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年宮城県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「まで及び附則第二十一項から第二十三項まで」を「まで、附則第六項から第八項まで及び第二十一項から第二十七項まで」に改める。

附則第四項中「第五条の二」の下に「及び附則第二十一項」を加える。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三条第一項中「給料月額」の下に「(給与条例附則第三十五項、第四十項又は第四十一項の規定による額の支給を受ける職員にあつては、当該支給に係る額)」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条、第十二条第一項第一号及び第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)であつて改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の学校職員の勤務

時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	

を

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原産業高等学校	

に、「宮城県志津川高等学校」を「宮城県

南三陸高等学校」に改める。

第六条第二項から第五項までの規定中「科目」を「科目又は総合的な探究の時間」に改める。

第七条第五項中「科目ごと」を「各科目又は総合的な探究の時間の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年三月三十一日に宮城県志津川高等学校に在学する生徒で、同日中に当該高等学校の課程を修了しない生徒は、同年四月一日に宮城県南三陸高等学校の生徒となるものとする。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

（宮城県県税条例の一部改正）

第一条 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「令和五年二月二十八日」を「令和十年二月二十九日」に改める。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部改正）

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十七号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮

城県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「令和五年二月二十八日」を「令和十年二月二十九日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（個人番号カードの利用）

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号の条例で定める事務は、県の職員の本人確認の事務であつて規則で定めるものとする。  
別表第一の一の項中

4	私立中学校等修学支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの
5	特定疾患に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの
6	不妊治療費用の助成に関する事務であつて別に規則で定めるもの
7	先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

4	特定疾患に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの
5	不妊治療費用の助成に係る事務であつて別に規則で定めるもの
6	先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例

富県宮城推進基金条例（平成二十年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「地震」を「災害」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

家畜改良増殖法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の管理に関する報告」に改め、同条第一項中「種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、家畜人工授精師及び自己の飼養する雌の家畜に精液を注入した者」を「家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を管理する者（家畜人工授精所の開設者を除く）」に、「種付け又は家畜人工授精に係る種畜」とに、「その年の」を「毎年」に、「間における次に掲げる」を「期間における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の管理に関する」に、「翌年の一月三十一日まで」を「当該期間の経過後一月以内」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の家畜改良増殖法施行条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る報告について適用し、同日前までの期間に係る報告については、なお従前の例による。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表二十六の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表二十六の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表三十六の三の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表三十六の四の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

第二十三条中「第八十五条第五項若しくは第六項」を「第八十五条第六項若しくは第七項」に、「第八十七条の三第五項若しくは第六項」を「第八十七条の三第六項若しくは第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。